

身延町産業集積促進助成金の概要

要綱第10条		第1号		第2号		第3号		第4号		第5号		第6号	
対象業種等		1 製造業 2 物流業 3 データセンター		1 試験研究所 2 自社所有地における製造業等		1 本社機能移転等 2 自社所有地における本社機能移転等 3 建物等の賃借による本社機能移転等 ※本社機能移転等：本社オフィスor研究・研修施設		情報通信事業等 1 情報サービス業 2 インターネット付随サービス業 3 デジタルコンテンツ制作事業者		オフィス設置事業 ※事務処理等のオフィスor研究・研修施設		宿泊業 1 旅館、ホテル 2 リゾートクラブ	
		山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること											
対象要件 ※すべてに該当		(1) 新たに町内において土地又は借地権(設置期間が20年以上のものに限る)を取得して3年以内に工場等を設置し、操業を開始すること (2) 投下固定資産額(土地分除く)が3億円以上であること (3) 操業開始後1年以内に増加する常時雇用労働者数が10人以上であること(データセンターは5人以上) (4) 環境保全に関する適切な措置が講じられること ※自社所有地における製造業等の場合は(2)～(4)				1 本社機能移転等 (1) 新たに町内において土地又は借地権(設置期間が20年以上のものに限る)を取得して3年以内に施設を整備し、操業を開始すること (2) 投下固定資産額(土地分除く)が1億円以上であること (3) 操業開始後1年以内に増加する常時雇用労働者数が10人以上であること (4) 環境保全に関する適切な措置が講じられること 2 自社所有地における本社機能移転等 上記(2)～(4) 3 建物等の賃借による本社機能移転等 上記(3)・(4)		(1) 新たに町内に事業所を設置し、操業を開始すること (2) 操業開始後1年以内に増加する常時雇用労働者数が5人以上であること		(1) 新たに町内へオフィス等を設置し、操業を開始すること (2) 操業から1年以内に町外からの常時雇用労働者数が5人以上となり、そのすべてが町内に居住の実態を有すること		(1)新たに 町内に宿泊施設を設置し、操業を開始すること (2) 投下固定資産額(土地分除く)が100億円以上であること (3)操業開始後1年以内に増加する常時雇用労働者数が30人以上であること (4) 最低客室面積(内法)が40㎡以上であること (5) 地域経済牽引事業計画の県承認を受けていること	
助成率		①投下固定資産額(土地分除く)の0.8% ・空き工場等取得費の0.4% ・水素製造設備等取得費の1.8% ※投下固定資産額が200億円を超える場合 →200億円を超える投下固定資産額の0.4%		①投下固定資産額(土地分除く)の0.4% ・水素製造設備等取得費の1.4% ※投下固定資産額が200億円を超える場合 →200億円を超える投下固定資産額の0.4%		① 新たに土地を取得する場合 →投下固定資産額(土地分除く)の1.0% ・水素製造設備等取得費の2.0% ② 自社所有地の場合 →投下固定資産額(土地分除く)の0.5% ・水素製造設備等取得費の1.5% ③ 建物等を賃借する場合 →賃借料の1/2(操業開始から3年間に限る)		① 建物又は設備機器を取得する場合 →投下固定資産額(土地分除く)の2.0% (町の助成率2/5) ・水素製造設備等取得費の4.0% ② 建物又は設備機器等を賃借する場合 →賃借料及び通信回線使用料の1/2 (操業開始から3年間に限る)		① 建物(社宅を含む)又は設備機器を取得する場合 →投下固定資産額(土地分除く)の2.0% (町の助成率2/5) ・水素製造設備等取得費の4.0% ② 建物又は設備機器等を賃借する場合 →賃借料、住宅手当、通信回線使用料又は改修費用の合計の1/2(操業開始 から3年間に限る) ※改修費用は初年度に限る。 改修内容が資本的支出にあたり、借主が所有権を持つ場合は①を適用		①投下固定資産額(土地分除く)の1.0% ※水素製造設備等取得費の2.0% ※投下固定資産額が200億円を超える場合 →200億円を超える投下固定資産額の0.4%	
加算値		高度先端分野		1.0%		高度先端分野		1.0%					
		成長分野	医療機器関連産業	1.5%		成長分野	医療機器関連産業	1.5%					
			水素・燃料電池関連産業	1.5%			水素・燃料電池関連産業	1.5%					
			航空・宇宙・防衛関連産業	1.5%			航空・宇宙・防衛関連産業	1.5%					
			半導体関連産業	0.4%			半導体関連産業	0.4%					
			ロボット関連産業	0.4%			ロボット関連産業	0.4%					
			データセンター	0.4%			データセンター	0.4%					
		増加する常時雇用労働者のうち町外からの転入者数	5人以上	0.2%		増加する常時雇用労働者のうち町外からの転入者数	5人以上	0.2%					
			10人以上	0.3%			10人以上	0.3%					
		町外新規立地		0.4%		町外新規立地		0.4%					
限度額		投下固定資産額が200億円を超える場合 10億円				① 新たに土地を取得する場合 ② 自社所有地の場合 2,000万円		① 建物又は設備機器を取得する場合 4,000万円		① 新たに建物(社宅を含む)又は設備機器を取得する場合 600万円		投下固定資産額が200億円を超える場合 10億円	
		町外からの新規立地 (高度先端分野 (※1) 又は成長分野 (※2)) ※投下固定資産額200億円まで 3億円				③ 建物等を賃借する場合 年200万円		② 建物及び設備機器等を賃借する場合 年400万円		② 建物及び設備機器等を賃借する場合 年200万円		投下固定資産額が200億円まで 1億円	
		町外からの新規立地 (上記以外製造業等) ※投下固定資産額200億円まで 1.5億円											
		町外からの新規立地以外 (高度先端分野又は成長分野) ※投下固定資産額200億円まで 1.5億円											
		町外からの新規立地以外 (上記以外製造業等) ①投下固定資産額100億円未満 ②投下固定資産額200億円まで ①6,000万円 ②1億円											

※1 【高度成長分野】：国等の委託又は補助を受ける事業のうち、医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、航空・宇宙・防衛関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業、バイオテクノロジー利用産業

※2 【成長分野】：医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、航空・宇宙・防衛関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業、データセンター